

居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定にかかる対応について

介護保険法改正により、令和6年4月1日から介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者（以下、「指定を受けた居宅」とする。）が介護予防支援を実施できる。

<原則>

1. 居宅が介護予防支援事業者として「西宮市」からの指定を受けていること

・指定状況については、西宮市の「介護・障害福祉サービス事業者情報」の、「介護・障害福祉サービス事業者一覧の閲覧」で「居宅介護支援事業」の「予（要支援者等向けサービス）」にチェックを入れて検索してください。

→URL: <https://momo.nishi.or.jp/kaigo/>

・特に他市の居宅介護支援事業者から、介護予防支援を直接担当したいとの申し出があった場合は、西宮市の指定を受けているかどうかの確認を必ずお願いします。西宮市からの指定を受けていない場合は、西宮市法人指導課（0798-35-3152）をご案内ください。

2. 指定を受けた居宅が担当できるのは、「介護予防支援」のみ

・介護予防ケアマネジメントは従前どおり、地域包括支援センター（以下、「包括」とする。）または包括からの委託を受けた居宅しか担当できません。要支援者のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみです。

・指定を受けた居宅が介護予防支援を直接担当していたケースが、介護予防ケアマネジメントとなった場合は包括または包括からの委託での対応となりますので、利用者との介護予防ケアマネジメントにかかる契約（既に有効な契約が取り交わされている場合を除く）及び計画届の提出が必要です。なお、その後、指定を受けた居宅が再度介護予防支援を直接担当することとなった場合も、計画届が必要です。

3. 指定を受けた居宅でも、包括からの委託を受けることは可能

・上記のように、指定を受けた居宅が介護予防支援を直接担当していたケースが介護予防ケアマネジメントとなった場合も包括からのプラン委託により継続して担当することは可能です。

・サービス利用状況等により、介護予防支援となるか介護予防ケアマネジメントとなるかははっきりしない利用者や、包括が都度確認した方が良いケース等は居宅と協議して適宜プラン委託の対応をしてください。

4. 指定を受けた居宅は、正当な理由なく要支援者の受け入れを拒否できない

・介護予防支援の指定を受けた場合は、居宅介護支援と同様に正当な理由なく要支援者の受入を拒否できず、介護予防支援において利用者とのトラブルがあった場合は指定を受けた居宅が責任を負うこととなります。